

# 入 札 説 明 書

## 令和2年度沖縄県八重山地域における 外来カエル類拡散防止対策検討業務

[全省庁共通電子調達システム対応]

環 境 省

九州地方環境事務所

沖縄奄美自然環境事務所

## はじめに

本業務の入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び入札心得に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 東岡 礼治

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和2年度沖縄県八重山地域における外来カエル類拡散防止対策検討業務
- (2) 特質等 別添仕様書による
- (3) 履行期限等 令和3年3月30日
- (4) 履行場所 別添仕様書による
- (5) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

ア. 入札者は、業務に係る経費のほか、納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

イ. 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、開札時までに「B、C又はD」級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

### 4. 契約条項を示す場所等

〒900-0022 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階  
環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所 総務課 調整係  
電話 098-836-6400 F A X 098-836-6401

## 5. 入札参加書等の提出期限及び提出場所

入札への参加を希望する者は、下記のとおり4の場所にFAX又は郵送（配達記録が残るものに限る。以下同じ。）で提出すること。

### (1) 入札心得様式4による書類

令和2年7月6日（月）17時00分まで

### (2) 平成31・32・33年度又は令和01・02・03年度環境省競争参加資格（全省庁統一参加格）を証明する書類

令和2年7月9日（木）11時00分まで

## 6. 競争執行の日時、場所等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和2年7月9日（木）11時00分

場所 沖縄奄美自然環境事務所 会議室

（沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎1階）

### (2) 入札書の提出方法

ア. 入札書は、(1)の日時まで電子調達システムにより提出するものとする。ただし、書面により入札書を提出することを希望する場合は、令和2年7月8日（水）17時00分までに、入札心得に定める様式2による書面を提出すること。

イ. 書面により入札書を提出する場合は、令和2年7月8日（水）17時00分必着とし、(1)の場所に入札心得に定める様式1による入札書を郵送（配達記録が残るものに限る。）すること。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 7. 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 最低価格により落札者となった場合でも、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とすることがある。

## 8. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、仕様書等に関する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。

ア. 提出期限 令和2年7月6日（月）12時00分まで

イ. 提出場所 4の場所

ウ. 提出方法 FAXによって提出すること。

なお、会社名・担当者名・電話番号・FAX番号は必ず記載しておくこと。

(2) (1) の質問に対する回答は、令和2年7月7日(火) 17時00分までにFAXにより行う。

#### 9. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

#### 10. その他

##### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、入札結果を開札場において発表するとともに、環境省ホームページで公表するものとする。

##### (2) 電子調達システムの操作及び傷害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

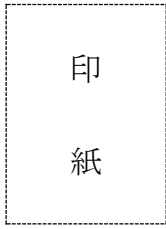
ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記4の場所に連絡すること。

##### (3) 提出様式について

沖縄奄美自然環境事務所 Web サイトの「調達情報」>「入札契約情報」>「入札心得」を一読した上、必要に応じて様式1から4までを作成すること。

##### (4) 分任支出官負担行為担当官が、相当の理由により、入札の妨害と認めた場合は、該当する参加者に対し、指名停止等の措置を講ずる場合がある。

##### (5) 全てのFAX送信については、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる日を除くこと。



## 契 約 書 (案)

分任支出負担行為担当官 九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所長 東岡 礼治  
(以下「甲」という。)は、

(以下「乙」という。)と

「令和2年度沖縄県八重山地域における外来カエル類拡散防止対策検討業務」(以下「業務」という。)について、次の条項により契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は金 円(うち消費税及び地方消費税の額 円)  
とする。

2 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(履行期限及び納入場所)

第3条 履行期限及び納入場所は次のとおりとする。

履行期限 令和3年3月30日(火)

納入場所 環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(再委任等の禁止)

第5条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(監督)

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(検査及び引渡し)

第7条 乙は、業務の全部を完了したときは業務終了報告書を作成し、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格

した後、乙が成果物の引渡しを申出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

- 3 乙は、前項の検査に合格しないときは直ちに修補して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、前項の期間は甲が乙から修補を終了した旨の通知を受けた日から起算する。

#### (契約金額の支払い)

第8条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額（この契約の締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。以下同じ。）の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に契約金額を支払わなければならない。

#### (支払遅延利息)

第9条 甲は、第8条の約定期間内に契約金額を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

#### (仕様書等の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を乙に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の中止)

第11条 天災地変その他止むを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除を行うものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第9条までの規定に準じ精算する。

#### (契約の解除)

第12条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条、第19条又は第19条の2若しくは第20条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 履行期限内に業務終了報告書の提出がなかったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人

である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
  - 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
  - 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
  - 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。
- 一 暴力的な要求行為
  - 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
  - 五 その他前各号に準ずる行為

（再受任者等に関する契約解除）

- 第13条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第12条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金等）

- 第14条 甲が第12条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 2 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### （損害賠償）

- 第15条 甲は、第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第12条第2項、第3項又は第13条第2項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### （表明確約）

- 第16条 乙は、第12条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

- 第17条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （かし担保）

- 第18条 甲は、第7条の規定により引渡しを受けた後1年以内に隠れたかしを発見したときは、直ちに期限を指定して当該かしを修補させることができるものとする。



(秘密の保全)

第19条 乙は、この契約の履行に際し知得した相手方の秘密を第三者に洩らし又は他の目的に利用してはならない。

(債権譲渡の禁止)

第20条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第21条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義を生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 沖縄県那覇市樋川1丁目15番15号  
那覇第一地方合同庁舎1階  
氏 名 分任支出負担行為担当官  
九州地方環境事務所  
沖縄奄美自然環境事務所長 東岡 礼治



乙 住 所  
氏 名



# 令和2年度沖縄県八重山地域における外来カエル類拡散防止対策 検討業務 仕様書

## 1. 業務の目的

オオヒキガエル *Bufo marinus* 及びシロアゴガエル *Polypedates leucomystax* は外来生物法に基づく特定外来生物に指定され、石垣島では既に定着・蔓延状態にあることから、西表島をはじめとする他の離島への拡散防止対策と低密度化が急務となっている。

西表島では、オオヒキガエルが大原地区で平成19年に捕獲されたのを最後に確認はなかったが、平成29年5月23日に古見集落農道でメス成体が捕獲された。また、シロアゴガエルは、上原地区での平成27年8月の調査において生息が確認され、10月には卵塊が発見され繁殖していることが明らかとなった。以後、成体捕獲や卵塊採取等の防除に取り組み、平成29年5月にオス成体1個体が捕獲されたのを最後に、上原地区では一切確認がないことから令和元年10月には当該地区のシロアゴガエルについて根絶したことを宣言した。一方、平成29年7月には船浮地区でオス成体1個体が捕獲、平成30年4月には鳴き声が録音されるなど、上原地区で根絶を達成したものの侵入リスクは依然として高い状態にある。

西表島への侵入については、石垣島から運ばれた資材等に紛れていた可能性が指摘されていることから、西表島への資材等の取引や運搬に関わる民間企業の協力が拡散防止には不可欠である。平成29年度に実施した民間企業への聞き取り調査結果から、西表島での工事の多くは公共事業であり、港での資材等の保管日数は短期間が多いこと、民間企業の資材置き場は石垣島内の様々な地域に存在することが明らかとなった。石垣島からの外来カエル類の拡散を防止するためには、石垣港及び石垣島内の資材置き場における外来カエル類の監視及び駆除の必要性が認識され、平成30年度から当該地域を対象とした監視モニタリング調査を実施している。

本業務は八重山地域における外来カエル類の拡散を防止するために、石垣港及び石垣島内の資材置き場における外来カエル類の監視及び駆除を実施し、石垣島から他の離島への拡散を防止するとともに、世界遺産候補地でもある西表島を主対象に外来カエル類侵入防止のための監視モニタリング調査を継続実施することで八重山地域の生物多様性の保全に資することを目的とする。

## 2. 業務履行期限

契約日から令和3年3月30日まで

## 3. 業務の実施場所

沖縄県石垣市ならびに八重山郡竹富町西表島

## 4. 業務の内容

### I 石垣港並びに島内資材置き場等における外来カエル類の監視モニタリング調査

石垣島内在住者からカエル類の生態に詳しい監視調査員(5名程度を想定)を募集し、監視調査員と共に以下の業務を実施する。業務の実施にあたっては、各項目におけるスケジュール及び安全管理対策等を含めた業務実施計画書を作成し、環境省沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所(以下、「当所」という)担当官(以下、「担当官」とい

う) の了解を得ること。また、調査前に監視調査員への現地防除指導（1回程度）を行い、調査機器の設置箇所等については土地所有者等の許可を得るとともに、担当官の了解を得ること。

(1) 石垣港におけるオオヒキガエル及びシロアゴガエルの監視モニタリング調査

① 監視モニタリング調査の実施

石垣港の新港地区（人工島）、浜崎町地区、登野城地区において、オオヒキガエル及びシロアゴガエルの侵入・繁殖防止のため、7月から11月の間に夜間監視モニタリング調査を以下の要領で実施する。

- a. 監視調査員は下表に示した頻度を目安として期間内に計54回程度（延べ時間として計117時間以上）の夜間監視モニタリングを実施する。なお、業務履行期限内でなるべく調査間隔が均等になるように頻度を調整し、必要回数・実施時間を満たすこと。新港地区は港湾工事により大きく変化することから、石垣港湾事務所から情報を得て効果的な監視を検討する。

区域	頻度	時間	実施回数	人数	実施時間
新港地区	月3～4回程度 (平均して週1回程度)	1.5時間程度	18回	2名程度	54時間
浜崎町地区	月3～4回程度 (平均して週1回程度)	1.5時間程度	18回	2名程度	54時間
登野城地区	月3～4回程度 (平均して週1回程度)	0.5時間程度	18回	1名程度	9時間

- b. 監視調査員は、オオヒキガエル及びシロアゴガエルの監視調査の結果とその他のカエル類の確認情報（時刻、位置等）を実施日の気象条件と併せて記録し、請負者に提出する。オオヒキガエル及びシロアゴガエル以外の外来種を確認した場合も同様に記録する。
- c. オオヒキガエル及びシロアゴガエルの侵入・生息が確認された場合には、速やかに担当官に連絡するとともに当該個体の捕獲・除去を行う。捕獲した個体は可能なものは性別判別し、頭胴長（1mm単位）及び体重（0.1g単位）を計測する。
- d. 翌月までに全地域のモニタリング結果を各監視調査員が把握できるようにする。
- e. 調査員に対する連絡事項は電話を基本として毎回各調査員と直接連絡をとりあうこと。

(2) 石垣島内の資材置き場等における監視モニタリング調査

① 夜間の監視モニタリング及び捕獲

資材置き場等において、下表に示した頻度を目安として期間内に計 34 回程度（延べ時間として計 68 時間以上）の夜間モニタリング調査を実施する。個体を発見した場合は位置等を記録するとともに、捕獲・処分し、速やかに担当官に報告すること。

月	頻度	時間	実施回数	人数	実施時間数
7月～3月	月3～4回程度 (平均して週1回程度)	1時間程度	34回	2名程度	68時間

② 昼間の卵塊、幼生の探索

① における確認状況も踏まえ、卵塊及び幼生の探索に努める。卵塊及び幼生を発見した場合は位置等を記録するとともに、卵塊の除去及び幼生の場合は網等で個体をなるべく捕獲・処分し、速やかに担当官に報告する。7月～11月まで月3～4回、各回1時間程度を2名程度で実施する（延べ時間として計36時間以上）。

月	頻度	時間	実施回数	人数	実施時間数
7月～11月	月3～4回程度 (平均して週1回程度)	1時間程度	18回	2名程度	36時間

③ 調査データ及び捕獲個体の記録

①及び②の結果については、実施日毎に気象条件、実施時間、発見時刻、位置情報等を記録するとともに、捕獲した個体は可能なものは性判別し、頭胴長(1mm単位)及び体重(0.1g単位)を計測し、請負者に提出する。オオヒキガエル及びシロアゴガエル以外の外来種を確認した場合も同様に記録する。

(3) 石垣島内の資材置き場周辺等における音声誘引装置の試験改良

① シロアゴガエルの音声誘引装置による誘引確認と水桶改良による捕獲

石垣島内の資材置き場周辺等の誘引適地を選定して、シロアゴガエルの水桶内への誘引効果の確認と水桶改良による捕獲試験を実施する。

音声誘引装置は、過年度に製作したシロアゴガエル用のものを使用(当所より貸与)すること。

水桶は、既存の丸形蓋付きゴミ箱(レバーハンドル固定式、137L程度)等を使用し、側部に穴を空けて水位を一定に保つようにする。蓋部には、穴を空けて折りたたみ式ナイロンメッシュ製のアナゴかごを裁断して取り付けするなど、シロアゴガエルが入ると出にくい構造となるよう工夫する。

② 改良水桶の試作・改良と試験内容の検討・協議

水桶の改良については、上記アナゴかごの他、ウナギ仕掛け捕獲かご等の仕掛けについても検討し、ゴミ箱についても側部に穴を空けるなど上部の通風をよくするとともに中に簾や枝などを入れるなどシロアゴガエルにとって快適な空間を作るように工夫をする。誘引水桶については、音声誘引装置の有無や点検頻度についても期間を変更するなどして最も捕獲効率の高い組み合わせを調査・分析する。

なお、改良水桶の試作・改良と点検・記録については、担当官と協議して地元調査

員が主体となって実施する。試作・点検は7月～11月まで月6回、各回2時間程度を2名程度で実施する（延べ時間として計108時間以上）。

## II 西表における外来カエル類監視モニタリング調査と港湾施設における水際侵入防止対策

西表島内在住者からカエル類の生態に詳しい監視調査員（8名程度を想定）を募集し、監視調査員と共に以下の業務を実施する。

なお、西表島については、本事業がはじまるまでの一時的な外来カエル侵入防止のための緊急処置として5月後半から7月末の期間「令和2年度沖縄県八重山地域におけるオオヒキガエル等外来生物防除事業（西表島地域・夏期）業務」が実施されているため、それに引き続いて実施することとする。

### （1）オオヒキガエル並びにシロアゴガエルの監視モニタリング

#### ① 監視モニタリング箇所の設定

「令和2年度沖縄県八重山地域におけるオオヒキガエル等外来生物防除事業（西表島地域・夏期）」での設定箇所について、引き続き調査を実施する。ただし、調査箇所は、現地調査員から聞き取りを行い、土地の改変等必要に応じて変更して監視調査位置図に反映させ、常に最新の情報を元に監視できるようにする。2人日程度を見込む。

#### ② 監視モニタリングの実施

西表島において、①にて設定したモニタリング箇所を中心にオオヒキガエル及びシロアゴガエルの侵入・繁殖防止のため、8月から3月の間に監視調査を以下の要領で継続実施する。

- a. 監視調査員は下表に示した頻度を目安として期間内に計528回程度（延べ時間として計528時間以上）の夜間監視調査を統一した方法にて実施する。なお、業務履行期限内でなるべく調査間隔が均等になるように頻度を調整し、必要回数・実施時間を満たすこと。

なお重要地域においては適宜コールバック調査を実施する。

ランク	地域	頻度	時間	回数	箇所	年間実施回数	年間実施時間
重要地域	仲間港、大原、大富、古見、上原（Ⅰ、Ⅱ）、中野、船浦、白浜、船浮、高那東、高那西、住吉、干立、浦内	月4～5回程度（平均して週1回程度）	1時間程度	32回	15	480	480
一般地域	豊原、祖納	月3～4回程度	1時間程度	24回	2	48	48

- b. 監視調査員は、オオヒキガエル、シロアゴガエルの監視調査の結果とその他のカエル

類の確認情報を併せて別紙に示した「監視調査票」に記録し、請負者に提出する。オオヒキガエル、シロアゴガエル以外の外来生物を確認した場合も同様に記録する。

- c. オオヒキガエル、シロアゴガエルの侵入・生息が確認された場合には、速やかに環境省 沖縄奄美自然環境事務所西表自然保護官事務所担当官（以下、西表担当官という）に連絡するとともに当該個体の捕獲・除去を行う。
- d. 翌月までに全地域のモニタリング結果を各監視調査員が把握できるようにする。
- e. 調査員に対する連絡事項は電話を基本として毎回各調査員と直接連絡をとりあうこと。

## (2) 港湾施設における外来カエルの水際侵入防止対策

### ① 港湾地区における水桶を用いたシロアゴガエルトラップの設置

「令和2年度沖縄県八重山地域におけるオオヒキガエル等外来生物防除事業（西表島地域・夏期）業務」において仲間港、船浦港、上原港、白浜港、船浮港の5箇所の港湾地区に設置した水桶により、引き続きシロアゴガエルを誘引・捕獲する。設置場所は「Ⅱ（1）a. コールバック調査」においても調査ポイントとすること。水桶は当所より貸与する。5カ所で設置場所の変更を含めて計1人日程度を見込む。なお、港湾地区における水桶の設置許可については、発注者が関係行政機関と調整する。

## Ⅲ 調査員対象の意見交換会の実施

石垣島のオオヒキガエルやシロアゴガエルなどの外来カエルの定着・蔓延状況の確認と石垣島から西表島への侵入リスクについて考察するため、Ⅰ、Ⅱで雇用した石垣島と西表島の監視調査員（10名程度）が一堂に会し、石垣島で侵略的外来種防除に関わる人々を主対象とした意見交換会を開催する。開催場所は環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター会議室を想定する。また、石垣島での夜間現地調査も実施し、侵入リスク対策や防除技術等について検討を行う。

なお、意見交換会の開催にあたっては、沖縄県自然保護課や八重山土木事務所、八重山農林振興センター、石垣市環境課、竹富町まちづくり課、同産業振興課などの関係行政機関と連携し、各課担当者間で意見交換を行うとともに情報共有に努める。

場所及び回数：石垣島で1回（1日程度）

実施時期：8月～11月の間

## Ⅳ 普及啓発

### (1) 普及啓発教材の作成

環境省国際サンゴ礁研究・モニタリングセンターや西表野生生物保護センターをはじめ石垣島と西表島内の小中学校の特別授業等で使用する環境教育の教材として、オオヒキガエルやシロアゴガエルなどの外来カエル、ヤエヤマアオガエルやサキシマヌマガエルなどの在来ガエル計10種程度の模型（アクアプラントの彩色原寸精細根付けと同等又はそれ以上のもの）と、解説文とともに鳴き声を聞くことのできる教材を各10セット程度作成する。なお、標本セットはアクリル樹脂製など施錠・固定可能な陳列ケースに収納して展示可能なものとする。

## (2) 西表島住民を対象としたカエルの観察会の開催

カエルをテーマにした2時間程度の観察会を西表島の東部、西部、船浮の3カ所で各1回程度実施する。請負者は、観察会の開催に必要な日程及び場所の調整、講師の選定・手配の調整、開催の広報、参加者の取りまとめ、保険加入の手続き等、観察会の開催運営にかかる作業を実施すること。観察会は講師を除いてスタッフ2名以上で実施すること。講師に対しては交通費、日当（国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給、3～6級相当）及び謝金（大学助教・助手級（講師、高校教諭級含む）を想定、4,000円/時間）を支払う。

- ・開催場所：沖縄県西表島内
- ・日時：8月～11月、夜間の2時間程度を想定
- ・講師：1名（沖縄本島在住を想定）
- ・参加者数：各回小学生以上20名程度

## V 八重山地域における外来カエル類防除対策検討会の開催

過年度における八重山地域（西表島地域を含む）における外来カエル類対策事業の実施状況を踏まえ、今後の効果的な防除のために、外来カエル類対策に広い知見を持つ有識者及び業務に関わった現地調査員、関係行政機関による検討会を開催し、検討会で出された意見を元に今後の防除対策について報告書でとりまとめる。会場は国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター（沖縄県石垣市）を想定し、3時間程度の検討会を1回、1月頃の開催を目処とする。本業務においては、日程調整、委員出欠とりまとめ、会議資料の作成、会場準備・設営、会議の運営進行及び議事概要・議事録の作成を行う。

有識者（5名程度）に対しては交通費、日当（国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給、3～6級相当）、及び謝金（14,000円）を支払う。参加人数は20～30名程度を想定し、参加者にはお茶を用意する。内容については予め担当官と打ち合わせること。

### ※有識者（案）

兵庫県立大学 教授 兵庫県三田市  
琉球大学 准教授 沖縄県西原町  
（一財）自然環境研究センター室長 東京都墨田区  
沖縄県立八重山商工高校 元教諭 沖縄県石垣市  
慶応義塾大学 教授 神奈川県横浜市

## VI とりまとめ及び今後の対策の検討

I～Vについて結果をとりまとめるとともに、石垣島から西表島をはじめとする他の離島への拡散防止に係る今後の効果的な対策について提案する。また、今年度は平成28年4月に改正した「オオヒキガエル防除実施計画」の最終年度となるため、オオヒキガエルと合わせてシロアゴガエルについても防除実施計画の見直し策定に向けた検討を進める。

## VII 業務打合せ

両生爬虫類の調査経験を有する技術者1名以上を業務の担当として配置し、以下の通り石垣並びに西表の両担当官と打合せを行うこと。なお、打合せの（1）、（2）については、監視モニタリング調査などの現地調査や意見交換会・カエル観察会等と合わせて実施することとする。

- |     |            |    |
|-----|------------|----|
| （1） | 業務開始時      | 1回 |
| （2） | 中間打合せ      | 1回 |
| （3） | 業務成果とりまとめ時 | 1回 |



## VIII その他

- ① 本業務の実施に際しては、これまで実施した監視作業等に参加した経験をもつ地域住民を優先すること。
- ② 本業務の進捗状況について、担当官に毎月報告すること。
- ③ 契約当初より速やかに監視等の業務が開始できるよう努めること。

## 5. 成果物

紙媒体：報告書 20部（A4判 100頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 3式

なお、報告書等及びその電子データの使用及び記載事項等は別添によること。

提出期限 令和3年3月30日

提出場所 環境省沖縄奄美自然環境事務所石垣自然保護官事務所

## 6. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 7. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じた適切に取り扱うための措置を講ずること。  
また、請負業務において請負者が作成する情報については、担当官からの指示に応じた適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 8. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて過年度の「沖縄島八重山地域におけるオオヒキガエル等外来生物防除事業業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：沖縄奄美自然環境事務所 野生生物課（TEL:098-836-6400）

(別添)

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針を参考に適切な表示を行うこと。

(参考) グリーン購入法 基本方針

<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>

## 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・ 文章；Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・ 計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・ プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
- ・ 画像；BMP 形式又は JPEG 形式
- ・ 地理情報システム；ESRI 社 ArcGIS で表示できる形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

## 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別紙

No.

令和2年度オオヒキガエル・シロアゴガエル監視調査票

調査地域：

調査年月日	● 年 月 日	調査員氏名	
開始時刻	:	終了時刻	:
調査時の天候	晴・曇・雨	車両使用	有・無

[カエル類] 目撃：○， 鳴き声：△， 卵塊：◎

調査地点名												
種 名												
オオヒキガエル												
シロアゴガエル												

種名	調査地域
サキシマヌマガエル	
ヒメアマガエル	
ヤエヤマアオガエル	
リュウキュウカジカガエル	
アイフィンガーガエル	
ヤエヤマハラブチガエル	
オオハナサキガエル	
コガタハナサキガエル	
種不明カエル	

[その他の移入動物]


[通信欄]

監視中に気付いたこと：

連絡事項：